（ 自治会・町内会 ）防犯カメラ設置運用規程

１　目的

　　この規程は、　　　　　　　（　自治会・町内会 ）が設置する防犯カメラに関して、必要な事項を定めることにより、プライバシー保護を図るとともに、個人情報の適切な取扱いに留意し、当該自治会区域内における犯罪の防止を目的とするものである。

２　設置場所及び設置台数

　　⑴　防犯カメラ　　 台

　　　　鴻巣市 地内

　　⑵　録画装置　一式

　　　　鴻巣市

３　設置者及び管理責任者等

　　⑴　設置者

　　　　 （団体名・代表者名を記載）

　　⑵　管理責任者

　　　　 （管理責任者名を記載）

　　⑶　運用責任者

　　　　 （運用責任者名を記載）

　　⑷　画像取扱者

　　　　 （画像取扱者名を記載）

４　機器の操作及び画像の視聴の制限

　　機器の操作及び画像の視聴については、上記運用責任者及び画像取扱者が行うものとし、他の者が行う場合は、運用責任者の許可を得なければならない。

５　設置の表示

　　設置者は、防犯カメラの撮影区域又はその周辺に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には自治会名を記載することとする。

６　画像の適正な管理

　　管理責任者等は、画像について次のとおり取り扱うものとする。

　　⑴　画像の保護

　　　ア　記録媒体一体型防犯カメラについては、記録媒体取り出し部を施錠可能なケースで保護し、運用責任者及び操作担当者以外の者の持ち出しを禁止する。

　　　イ　画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信する場合は、外部への漏えいを防止するため、必要な措置をとる。

　　　ウ　上記により画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信した際は、その理由を記録に残すこととする。

　　⑵　画像の保存期間

　　　　画像の保存期間は、 日間とする。

　　　　上記期間を超えて特定の画像を保存する必要がある場合、理由を明確にしたうえで、撮影日時、場所等と合わせて記録に残すものとする。

　　⑶　画像の消去

　　　　保存期間が終了した画像は、データの上書き又は初期化などにより、確実に消去する。記録媒体、記録装置を破棄する場合は、画像の読み取り及び復元ができないように処分する。

　　⑷　画像の加工禁止

　　　　画像は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存してはならない。

７　秘密の保持

　　設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。

　　このことは、設置者及び管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

８　画像の提供

　　管理責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を提供してはならない。

　 ⑴　法令等に定めがある場合

　⑵　捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書による画像提供の要請を受けた場合。

　　上記に基づき、第三者に画像を提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録に残すこととする。

９　問い合わせ等への対応

管理責任者等は、設置した防犯カメラに関する問い合わせ又は苦情を受けた場合、問い合わせ等の内容が、設置目的又は設置運用規程に照らして適正な行為かどうかを判断し、誠実かつ迅速に対応する。

１０　防犯カメラの保守点検及び撤去

　　管理責任者等は、防犯カメラに関わる機材を定期的に点検し、修理・修繕を行うこととする。また、設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って機材や表示を撤去する。

　（附則）

　この規程は、令和　　 年　　 月　　 日から施行する。